

〔事案 30-48〕 新契約無効請求

・平成 30 年 12 月 25 日 裁定終了

※本事案の申立人は、〔事案 30-47〕の申立人と同一人である。

<事案の概要>

税金対策にならない契約であったこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 8 月に証券会社を募集代理店として契約した積立利率変動型一時払終身保険（米ドル建）について、以下の理由により、契約を無効としてほしい。

- (1) 募集人から「節税になる」と説明されたため、相続における生命保険の相続税非課税枠 500 万円は証券会社ごとに適用されるものと誤解して契約したが、既に他の生命保険に加入していたので節税にならなかった。
- (2) 募集人から「いつでも解約できる」と説明されて契約したが、実際は中途解約すると損失が出るのが分かった。また、本契約が米ドル建であるとは知らなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約時に、申立人は、募集人に対し、既に加入している他の生命保険の死亡保険金額が相続税法上の非課税限度額を超えている旨を説明していたため、本契約が税金対策にならないことを理解していた。
- (2) 契約時に、募集人は、申立人に対し、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあること等を含め、商品内容について必要な説明を尽くしている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が、本契約が税金対策になる、または、損失を出さずに本契約をいつでも解約できると誤解していたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。